

町職員の給与等のあらまし

町民の皆様にご理解をいただくため、令和元年度の職員の給与等の状況をお知らせします。
 なお、一部の項目については、令和2年4月1日現在の状況を記載しています。
 (積丹町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定による。)

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

①採用と退職等の状況

区 分	採 用	離 職						離職計
		退 職			免 職			
		定 年	死 亡	自己都合 その他	分 限	懲 戒	失 職	
一般行政職	1人	2人		1人				3人
技能労務職								
医療職								
計	1人	2人		1人				3人

②職員数の状況(各年度4月1日)

区 分	31年度	2年度	対前年度増減数	主な増減理由	備 考
一般会計	55人	56人	1人	退職者補充	職員数は、特別職、会計年度任用職員、非常勤職員を除いた一般職員の数であり、地方公務員の身分を保有する休職者を含みます。
特別会計	6人	6人	0人		
計	61人	62人	1人		

※町職員の定数は条例で上限が定められており、その総数は、96人となっています。

2. 職員の人事評価の状況

積丹町職員の人事評価実施規程(平成28年訓令第4号)により平成28年4月1日より実施しています。

3. 人件費等の状況

①人件費の状況(全会計決算見込)

区 分	住民基本台帳人口	歳出額 A	実質収支(※)	人件費 B	人件費率(B/A)
元年度	1,951人(R2.3.31)	3,429,708千円	78,665千円	637,467千円	18.6%
30年度	2,027人(H31.3.31)	3,894,754千円	23,732千円	636,112千円	16.3%

注)人件費は、職員に支給される給料や諸手当のほかに、使用者が負担する共済費などの費用の合計をいいます。(特別職・議員・委員の報酬等も含まれます。)

※)実質収支とは、歳入歳出の差引額から、翌年度に繰り越すべき財源を控除した額をいいます。

②職員給与費の状況(全会計決算見込)

(単位:千円)

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たりの給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
元年度	61人	239,777	41,333	97,211	378,321	6,202
30年度	66人	240,796	39,151	96,971	376,918	5,711

※職員数は、各年の4月1日現在の人数です。(特別職、再任用短時間勤務職員を除く。)

給与費は、令和元年度中の採用者及び退職者、再任用短時間勤務職員の給与費が含まれています。

③一般行政職平均給料等

区 分	平成31年4月1日現在	令和2年4月1日現在
平均給料月額	328,500円	323,100円
平均年齢	43歳5月	43歳6月

④初任給及び経験年数別平均給料月額(各年度4月1日現在)

区 分	初 任 給	経 験 年 数			
		10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	
2年度	大学卒	182,200円	254,300円	285,500円	377,300円
	高校卒	150,600円	対象者なし	294,300円	335,300円
31年度	大学卒	180,700円	278,600円	304,800円	361,200円
	高校卒	148,600円	対象者なし	283,900円	327,500円

⑤職員手当の状況（令和2年4月1日現在）

手当名	内 容				
扶養手当 (月額)	①配偶者 6,500円 ②子 10,000円 ③15歳に達する日以後の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子 1人5,000円加算 ④父母等6,500円				
住居手当 (月額)	①家賃の月額が16,000円を超える借家等の場合 家賃の月額に応じて28,000円を限度に支給				
通勤手当 (月額)	①交通機関利用者 運賃の額55,000円までは全額支給 ②自動車等使用者 通勤距離に応じて2,000円から31,600円の範囲で支給				
特殊勤務手当	ボイラー等管理手当(10月～4月まで月額支給) 4,000円				
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員に支給				
寒冷地手当	11月から3月まで月額支給 ①世帯主(扶養親族あり) 23,360円 ②世帯主(扶養親族なし) 13,060円 ③世帯主以外 8,800円				
期末・勤勉手当	区分	期末手当	勤勉手当	計	備考 ※職務の区分に応じて加算措置有 国の基準 4.5月分 加算措置 有
	6月期	1.3月分	0.95月分	2.25月分	
	12月期	1.3月分	0.95月分	2.25月分	
	合計	2.600月分	1.9月分	4.5	
退職手当	区分	自己都合		定年	
	勤続20年	19.6695月分		24.586875月分	
	勤続25年	28.0395月分		33.27075月分	
	勤続35年	39.7575月分		47.709月分	
	最高限度	47.709月分		47.709月分	

⑥特別職の給料等（令和2年4月1日現在）

区分	給料月額	期末手当	備考
町長	650,000円	6月期 2.2月分	加算措置：有
副町長	560,000円	12月期 2.2月分	
教育長	530,000円	合計 4.4月分	

⑦議会議員の報酬等（令和2年4月1日現在）

区分	給料月額	期末手当	備考
議長	260,000円	6月期 1.95月分	加算措置：有
副議長	200,000円	12月期 1.95月分	
常任委員長	180,000円	合計 3.9月分	
議員	170,000円		

4. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況（令和2年1月1日現在）

①勤務時間（標準的なもの）

1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
38時間45分	午前 8時30分	午後 5時15分	正午～午後 1時00分

②年次有給休暇の取得状況（平成31年1月1日～令和元年12月31日）

総付与日数A	総取得日数B	全対象職員数C	平均取得日数B/C	消化率B/A
2,228日	486.7日	57人	8.5日	21.8%

③病気休暇の取得状況（平成31年1月1日～令和元年12月31日）

取得職員数A	取得日数B	1人当たりの取得日数B/A
3人	76.6日	25.5日

5. 職員の休業に関する状況（平成31年4月1日～令和2年3月31日）

区分	人数
育児休業	
部分休業	
育児短時間勤務	

6. 職員の分限及び懲戒処分状況（平成31年4月1日～令和2年3月31日）

①分限処分

区分	人数
休職	
降任	
免職	

②懲戒処分

区分	人数
戒告	
減給	1
停職	
免職	

7. 職員のサービスの状況

サービスの根本基準として、全ての職員は「全体の奉仕者」として公共の利益のために勤務し、職務遂行に当たっては全力をあげて専念しなければなりません。

町では「サービス規程」に基づき、職員一人一人が法令の遵守などサービス規律の保持に努めています。

8. 職員の退職管理の状況

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の6第1項の規定に基づき、平成28年4月1日から退職管理の適正を確保するため「再就職者による現職職員への働きかけ規制」等が導入されました。

このため、法の規定に基づき適正な退職管理に努めています。

9. 職員の研修の状況（平成31年4月1日～令和2年3月31日）

研修内容	受講者数
職場内一般研修	19人
職場外一般研修（新規採用基礎研修）	1人
職場外一般研修（初級研修）	2人
職場外専門研修（実務研修）	30人
職場外専門研修（その他）	2人

10. 職員の福祉及び利益の保護の状況（平成31年4月1日～令和2年3月31日）

(1) 職員健康診査の状況

職員健康診査受診者数 47名

(2) 職員の福利厚生のための各種団体の設置状況

○北海道市町村職員共済組合

事業の種類	事業内容
短期給付事業	組合員とその家族の病気・けが・出産・死亡などの事故に対して、給付する事業
長期給付事業	組合員が退職したときの年金給付などの事業
福祉事業	組合員とその家族の福祉と健康の増進を図るための事業（住宅建設資金等貸付、疾病予防対策など）

○北海道市町村職員福祉協会

事業の種類	事業内容
医療給付事業	退職会員等が自己負担として支払った医療費の給付、入院見舞金、死亡弔慰金の支給等
貸付事業	一般資金、育成資金の貸付等
福利厚生事業	入院一時金、出産祝金、宿泊施設利用助成等

公費負担 令和元年度実績 172千円

(3) 職員の利益の保護の状況

職員は公平委員会に対して、給与・勤務時間・その他の勤務条件に関する措置の要求や、不利益な処分についての不服申立を行うことができます。

公平委員会では要求を審査したり、不服申立に対する裁決を行うなどの必要な措置を執ります。令和元年度は、措置の要求及び不服申立はありませんでした。

11. その他

議会、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、農業委員会に係る人事行政の運営状況は、上記の数値等に含まれております。